

海上幕僚長殿

事務次官

海上自衛隊の訓練に伴う漁船への事故防止について(通達)

最近、わが国沿岸海域において訓練中の自衛艦による漁網切断事故が発生しているが、今後このような事故の再発を防止するため、下記により対処策を講じたいので、これに必要な措置をとられたい。

記

1 訓練と漁業との時期及び海域の調整

漁業に支障を与えるおそれのある訓練の実施に当たっては、その時期及び海域を漁業の操業時期及び海域をできるだけ避けるよう調整する。このため、各種漁業の操業時期海域等の実態資料を収集し、漁業の操業実態を十分に把握する。

2 漁業及び漁具の標識の明確化

漁業の操業実況、特に漁網の位置を夜間でも他の船舶からはっきりとわかるような標識を設置するなどの手段を講ずるよう、水産庁及び都道府県に対して漁業関係者の指導を依頼する。

3 訓練の事前通報

漁業に支障を与えるおそれのある訓練に際しては、事前に訓練の内容を、水産庁、海上保安庁及び関係都道府県へ通報して協力を求めるとともに、関係漁業組合等へ徹底を期するよう依頼する。

4 訓練に際しての監視

訓練の実施に際しては、極力事前に航空機等により訓練海域の監視を実施して漁船の操業状況を把握するとともに、訓練中は参加艦船等からの見張りを強化する。

5 被害の届出と調査

漁船等が自衛艦により被害を受けた場合は、速やかに最寄部隊へ届出を依頼し、早急に調査に当たる。